

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聽覚又は平衡機能の障害		肢		体		不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害	
		音声機能	言語機能又は子音機能の障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害
1級	両眼の視力(万国式試験力表)をいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測つたものをおい。以下同じ)の和が0.01以下のもの	1 両上肢の機能を全喪失したもの 2 両上肢を手関節以上で全くもの	1 両下肢の機能を全喪失したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	心臓の機能により坐っている間に歩行ができないもの	心臓の機能により立っている間に歩行ができないもの	じん臓の機能により自己の日常生活に制限されるもの	呼吸器の機能により身辺の機能により自己の日常生活に制限されるもの	呼吸器の機能により身辺の機能により自己の日常生活に制限されるもの	小腸の機能により自己の日常生活に制限されるもの	肝臓の機能により日常生活に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそでかつ両眼による視野について機能率による損失率が95パーセント以上のもの	1 両上肢の機能を全くもの 2 両上肢のすべての指を全くもの	1 両下肢の機能を苦しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能を苦い金位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能を苦により立ち上腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能を苦い障害 2 両下肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能を苦い金位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能を苦かることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を正常度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を正常度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を正常度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を正常度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそでかつ両眼による視野について機能率による損失率が90パーセント以上のもの	1 両上肢のおや指及びひし指を全くもの 2 両上肢のおや指及びひし指の機能を全く喪失	1 両下肢をシヨバ以上で全くもの 2 両下肢のおや指及びひし指の機能を全喪失したもの	心臓の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	心臓の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	じん臓の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	小腸の機能により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能により日常生活に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

出典：『身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）』厚生労働省資料 小西洋之事務所加工
2014年4月1日 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会 小西洋之